

国際会計基準(IFRS)への 当面の対応について

2013年3月26日
企業会計審議会資料



日本経済団体連合会

はじめに (検討の背景・問題意識)

【大前提】 わが国資本市場の国際競争力強化、投資家保護
わが国企業の経営基盤整備、内外における資金調達の円滑化、効率化

「中間的論点整理」(2012年7月2日)への対応

「IFRS適用に関しては引き続き審議を継続する一方、現行制度の下で、IFRS適用の実例を積み上げるとともに、その中で、どのような点が具体的にメリット・デメリットとなるのかを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行していくべきであると考えられる。」

「わが国におけるIFRS適用のあり方についての議論を深めるためには、まず、IFRSのどの基準・考え方がわが国にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理することが必要である。」

「原則主義への対応に関しては、(中略)任意適用企業において新たに把握される問題点も含め、検討を深めていくことが必要であると考えられる。」

IASBの新たな流れへの対応

- アジェンダコンサルテーション、ASAFの設置 など
- モニタリング・ボードのメンバー要件の評価アプローチの決定(2013年3月1日公表)

IASBに対する戦略的な意見発信の必要性

- リース、収益認識(開示)など、IFRSの設定過程において、作成者の意見が十分に反映されない懸念

最近の経団連企業会計委員会及び企画部会の活動状況

会合名	日時	検討テーマ
企業会計委員会 企画部会	2012/1/16	1. 海外情勢の検討(ASBJ)(来賓: ASBJ 西川委員長他) 2. 海外調査(欧・米)の概要報告 3. IFRSに関するアンケート調査の検討
	2012/3/7	1. 「国際会計基準(IFRS)に関する調査結果」の概要のご報告 2. IFRSに関する今後の対応
	2012/4/11	1. 東証業績予想開示について(報告) 2. 国際会計基準(IFRS)について
	2012/5/31	1. IFRS実務対応検討会の設置について 2. 国際会計基準(IFRS)について
	2012/8/1	1. 企業会計審議会の動向について(来賓: 栗田企業開示課長) 2. 次世代EDINETの開発状況等について
	2012/8/31	IASB・IFRS-IC活動報告会 (IASB 鶯地理事とIFRS-IC 湯浅委員より、活動状況をご報告頂く)
	2012/12/12	1. 会計不正に対応した監査の基準の見直しについて (来賓: 栗田企業開示課長) 2. その他
	2013/3/5	IASB・IFRS-IC・IFRS-AC・GPF活動報告会 (来賓: IFRS財団島崎評議員、IASB 鶯地理事、IFRS-IC 湯浅委員、IFRS-AC 村岡委員、GPF山田委員・石黒委員)
企業会計委員会	2013/1/24	1. 最近の企業会計を巡る動向について(来賓: 森本総務企画局長他) 2. 企業会計委員会における活動状況について(報告)

上記以外にASBJと定期意見交換(月一回)。IFRS実務対応検討会(月一回)。海外要人との懇談会など。

IFRS実務対応検討会について

概要

- IFRS任意適用企業若しくはIFRSの任意適用に向けた具体的な検討を開始している企業の有志からなる「IFRS実務対応検討会」を2012年8月に設置し、月1回の頻度で、IFRS適用にあたっての各社の対応事例を整理し、とりまとめを行っている。

設置の目的

- 「中間的論点整理」に示されたように、原則主義と言われるIFRSを実務で適用する際には様々な課題が生ずることから、その具体的解決策を互いに紹介し合い、実例として後に続く企業にフィードバックを行うことでIFRSの任意適用の円滑化を図る。

これまでの活動内容

- これまでに、「IFRS適用の意義と課題」のほか、基準解釈に誤解が多かった「有形固定資産の減価償却」や「開発費の資産計上」、「連結の範囲・決算報告期間の統一」をテーマに、参考事例集を作成し、経団連会員企業へ内部参考資料として提供している。

IFRS実務対応検討会での検討で明らかとなった事項

1. IFRSの適用にあたり、日本基準における実務をそのまま適用できるように各社で工夫している実例が多い。
→IFRSの適用のためには、ゼロベースで会計実務を変更しなければならない、IFRSに合致することを証明しなければならない、という誤解があるのではないか。
2. 一方で、マネジメントの考え方としても受け入れがたい基準があることも事実。
3. 開示負担に関しては、明らかにIFRSが過大な負荷となっている。



各々への対応が任意適用円滑化に不可欠

任意適用企業(公表ベース)

【IFRSに基づく財務諸表を開示済みの企業】

企業名	適用時期
日本電波工業	2010年3月期
HOYA	2011年3月期
住友商事	2011年3月期
日本板硝子	2012年3月期
日本たばこ産業	2012年3月期
ディー・エヌ・エー	2013年3月期
SBIホールディングス	2013年3月期
アンリツ	2013年3月期

(参考) 上記のほか、三井住友フィナンシャルグループは、米国市場においてIFRSに基づく財務諸表を開示済み

【IFRSの適用を公表している企業】

企業名	適用時期
マネックスグループ	2013年3月期
トーセイ	2013年11月期
中外製薬	2013年12月期
旭硝子	2013年12月期
楽天	2013年12月期
アステラス製薬	2014年3月期
ソフトバンク	2014年3月期
丸紅	2014年3月期

任意適用企業推計(2月末経団連事務局推計)

IFRS任意適用企業(8社)、任意適用公表企業(8社)のほか、経団連IFRS実務対応検討会参加企業、その他最近の新聞報道等で適用が伝えられている企業の合計は約60社

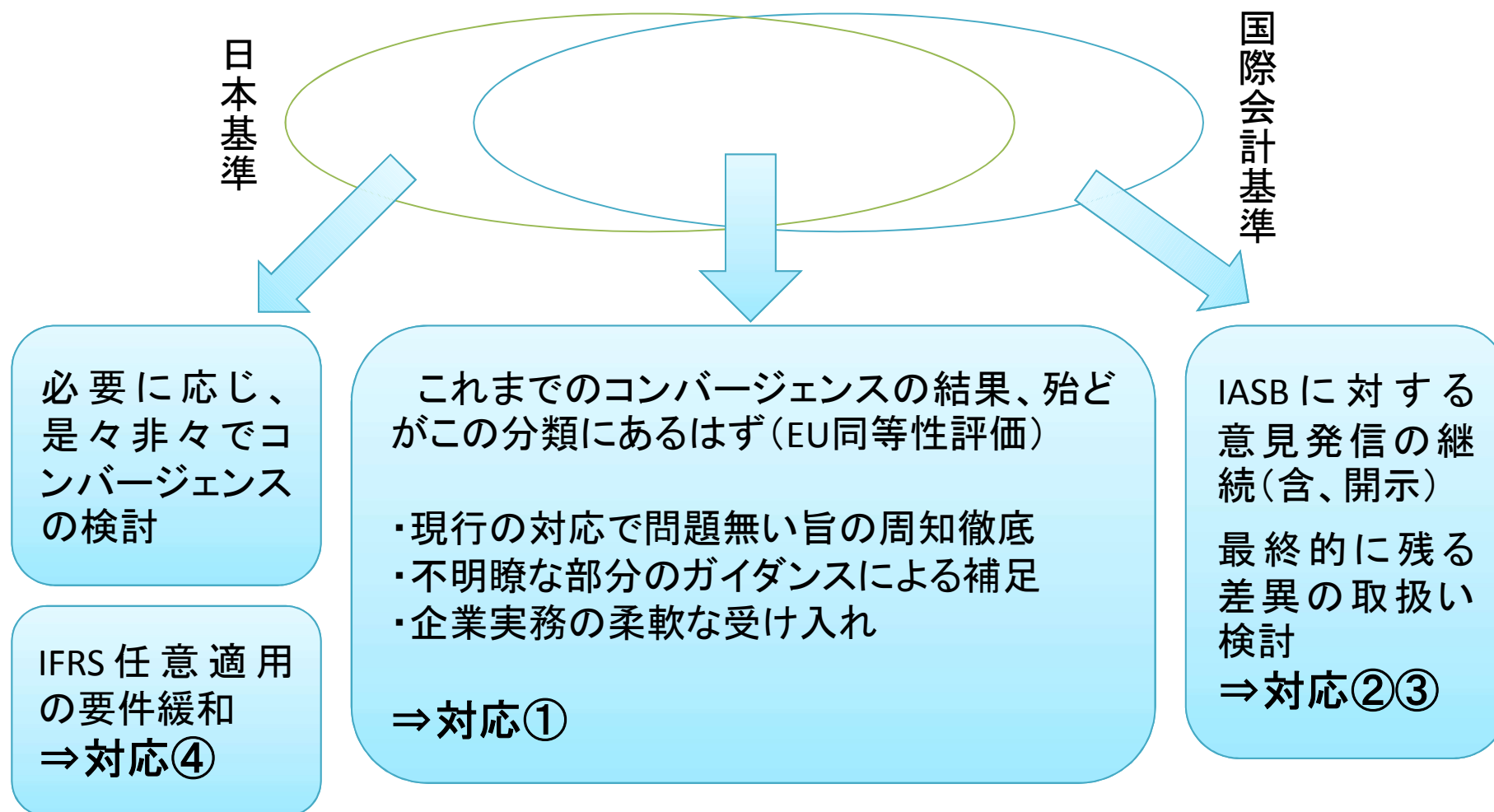
約60社の時価総額 = 約 75 兆円

時価総額上位50社のうち約4割の企業が公表又は検討を行っていると考えられる

参考: 各国市場の時価総額(2012年末)

韓国 100兆円、ロシア 70兆円、シンガポール 65兆円

任意適用の円滑化(全体イメージ)



まずは、どの基準がどの位置にあるのか整理が必要

対応①:実務上の対応の明確化

経団連IFRS実務対応検討会における議論の中でも、運用・解釈に苦慮しつつも、実務上で対応した例が多くあげられた。

(巻末参考資料参照)

- (1)有形固定資産の減価償却方法・耐用年数
- (2)開発費の資産計上6要件
- (3)連結の範囲(「control of power」とは?)
- (4)決算報告期間の統一(「実務上不可能な場合」とは?)



- 運用・解釈が困難な事例が積み重なった場合は、日本国内において、タイムリーにガイダンスの作成を行うことが必要(ASBJの機能強化)
- 実務を共有する仕組みの充実(実務のデータベース化等)

対応②:IASBに対する意見発信の継続

マネジメントとして受け入れ難い基準については、引き続き、IASBに対して改善要求が必要。作成者意見を踏まえた発信力・交渉力の強化も不可欠。

経団連では、IASB「アジェンダ協議2011」に対して、企業の意見を聴取し、アジェンダ協議の協議会で意見を調整の上、IASBに意見発信した(オールジャパンとしての意見発信の一環)

「概念フレームワーク」の開発を進めるべき

- (1)実現主義の概念に基づく純利益等の利益概念の整理
- (2)開示負担軽減のために「表示と開示のフレームワーク」の開発

個別プロジェクトとして、次のプロジェクトを進めるべき

- (1)その他の包括利益、(2)表示及び開示の基準、
- (3)開発費(資産計上の見直し)、(4)のれん(非償却の見直し)、
- (5)外貨換算(機能通貨概念の見直し)、(6)減損の戻し入れの見直し 他



- オールジャパンでの意見発信を継続
- 会計基準諮問フォーラム(ASAF)の活用
- アジアオセアニアオフィスの活用

対応③: 開示の簡素化

単体開示の廃止・抜本的簡素化（経団連のこれまでの提言から）

【金商法上の単体開示廃止・簡素化はIFRSの議論以前からの長年の要望】

2011年6月 国際会計基準(IFRS)の適用に関する早期検討を求める

- ・開示制度全般に関する検討も含め、日本の国益・国情に合致した対応を、幅広い関係者の納得を得ながら判断をしていく必要

2010年7月 財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて

- ・個別財務諸表の開示は、廃止も含め抜本的に簡素化することが必要

2008年10月 会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応

- ・金融商品取引法上の財務諸表開示は、可能な限り連結財務諸表に一本化し、個別財務諸表に関する開示は抜本的な簡素化を図っていくべき



国内制度の対応

IFRSが求める開示の簡素化

(参考) IFRS任意適用企業4社の有価証券報告書ページ数(2010年以降の連結財務諸表)
ページ数の増加以上の負担感を感じる企業が多いと考えられる。

	適用前	適用後	差	%
年度決算平均	62ページ	93ページ	31ページ	50.0%増



IASBへの改善要求、国内制度の対応

対応④: IFRSの任意適用の要件緩和

IFRSの任意適用の要件

<要件1> 次のすべてを満たすこと

- ①発行する株式が、金融商品取引所に上場されている
- ②有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っている
- ③指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員または使用人を置いており、指定国際会計基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備している

<要件2> 次のいずれかを満たすこと

- 会社、その親会社、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社が、
- ①外国の法令に基づき、法令の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示している
 - ②外国金融商品市場の規則に基づき、規則の定める期間ごとに国際会計基準に従って作成した企業内容等に関する開示書類を開示している
 - ③外国に資本金20億円以上の子会社を有している



緩和の余地は無いか？

今後の検討にあたって

- 企業の予見可能性を高められるよう、今後の審議会の時間軸(ロードマップ)が極めて重要となる。
 - (1)任意適用を予定している企業にとっては、適用の円滑化に向けた方策の方向性が、最終判断時期に影響を与える。
 - (2)任意適用を全く予定しない企業(日本基準、米国基準の適用を継続する予定の企業)にとっては、今後も現行の枠組みが維持されることの明確化が必要となる。
- IASB、日本側、双方の努力にもかかわらず、最終的にわが国として受け入れ困難となるIFRSについては、日本国内での取扱いプロセスを明確化していく必要がある。

この場合でも、ピュアIFRSの適用を可能とすることが必須である。

参 考 資 料

経団連IFRS実務対応検討会 実務対応参考事例集より

- 本資料は、既に任意適用を開始している企業ならびに任意適用に向けた具体的な検討を開始している企業(金融機関等を除く)の対応事例を整理したもので、各企業における今後の任意適用の検討に向けた参考としていただくことを目的として作成したもので、対応事例は、各社の主たる検討・判断の過程を記載しているものであり、その背景や判断の全てを記述できているものではないです。
- 具体的なIFRS適用のあり方は、各企業の個別の状況を踏まえて検討し、判断すべきものですので、御留意ください。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(IFRS適用の意義と課題)

各社が考えるIFRS適用の意義

(a)対外的な観点からの意義

- 各社とも、対外的な観点と内部管理上の観点の両面からIFRS適用の意義を考えている。
- 対外的な観点からの意義として、競合他社との比較可能性の向上、国際的な資本市場における資金調達手段の多様化、今後、国際的に十分浸透していない日本基準を使い続ける事のリスク回避を挙げる企業があった。
- 既にIFRSを適用している企業からは、社内的にIFRS適用の目的が十分に浸透していたこともあり、導入前後において大きな混乱はなく、投資家からも好意的な反応を受け、導入当初としては一定の効果が得られたとの意見があった。

(b)内部管理上の観点からの意義

- 各社ともIFRSを適用した場合、内部管理にもIFRSを活用することを検討している。
- グループ全体でIFRSを活用、会計基準を統一することにより、財務情報の品質向上、ガバナンス強化、グループ全体の業務効率化に寄与すると考える企業が多かった。
- また、対外的な指標と内部管理上の指標を統一することにより、社外へのコミットメントを意識した事業運営、予算管理を促すと同時に、二重コストの排除を目指す企業も多かった。
- 内部管理にもIFRSを活用した際、その活用範囲については、各社方針が分かれており、グループ個社毎にIFRS適用を徹底する企業と連結調整を行う企業とがあった。また、重要性の基準を連結全体のレベルで設けるなど、各社独自の検討を行っている。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(IFRS適用の意義と課題)

各社が考える実務上の課題

- 実務上の課題として、経常利益に変わる経営管理指標の検討や、OCIのノンリサイクリングに伴う当期純利益概念の変質、連単分離項目の業績管理上の取扱いを課題として挙げる企業が多い。
- 事務コスト負担が重い項目として、ほとんどの企業が過大な開示項目への対応を挙げている。
- IFRS適用にあたって、競合他社との比較可能性の向上や、M&Aや資金調達などの個別項目について、具体的なメリットを定量的に示すことは困難である一方、連単分離への対応や開示項目増加による事務コスト負担の増加などのマイナス面は明確であるため、社内の合意形成を図ることが難しいという企業もあった。

課題への対応

- 業績管理に係る課題への対応は継続検討としている企業が多いが、IFRSの税引き前当期純利益から、一部補正した損益を経営管理指標として活用する予定とする等、独自の対応を検討している企業もあった。
- 開示項目の増大やIASBにて審議中の基準等への対応策として、多くの企業が監査法人とアドバイザー契約を締結し、課題の解決を図っている。

まとめ

- 本検討会参加企業は、グローバルな視点での競合他社との比較可能性の向上や、国際的な資本市場における資金調達手段の多様化の実現、グループ全体で会計基準を統一することによる経営管理やガバナンスの強化、業務効率化等、IFRS適用のベネフィットがコストを上回ると捉えている。
- 一方で、各社ともマネジメントとして疑問を抱かざるを得ないいくつかの基準の存在や、開示内容の増大をはじめとする負担増などの課題を認識している。
- IFRSを適用予定、若しくは積極的に検討している企業が徐々に増加する中、より円滑なIFRSへの移行を実現するために、引き続き、企業の経営感覚に合致した基準とするためのIASBに対する意見発信の継続、過大な開示項目の是正を求めるとともに、国内制度としても、金商法上の個別財務諸表に関する開示について抜本的な簡素化を図る等の配慮も求められる。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(減価償却方法)

問題の所在

- IFRSでは、企業は、将来の経済的便益が消費されるパターンを反映した減価償却方法を判断しなければならず、各社はどの減価償却方法が消費パターンを最もよく反映するものと判断したのかという観点から参考事例集を作成した。

各社が行った検討の概要

- 各社とも、経済的便益の消費パターンにより近い減価償却方法は何かとの観点から、減価償却方法の判断を行っている。
- 経済的便益の消費パターンに加え、グループ企業間での会計方針の統一、競合他社との会計方針の統一による比較可能性の向上といった点を考慮している企業もある。
- 各社の実態に応じ、検討方法・内容は様々である。例えば、修繕費の発生傾向、あるいは、製品の生産高や販売価格等の情報を用いて、総合的な判断を行っている。

各社が採用した減価償却方法

- 定率法適用の判断をした企業、定額法適用の判断をした企業の両方があった。また、定額法適用の判断をした企業の中でも、単体については定率法を適用することとした企業(連単分離)と、単体も定額法を適用する企業とがある。連単ともに定額法適用の判断をした企業は、IFRS適用を機に定額法適用の判断をしたものではなく、IFRS適用以前に、判断を行っている。

	連結＝定率法	連結＝定額法
単体＝定率法	2社	2社
単体＝定額法	2社	4社

- 連単共に定率法を適用したA社は、工場の修繕費及び減価償却費の推移を調査した結果、修繕費は増加しており、工場の生産能力が一定(＝経済的便益の消費パターンが一定)であるので、修繕費が増加することを考えると、減価償却費は逡減するのが妥当であると判断した。B社は、事業用資産に係る減価償却の実態(消費パターン等)を把握し、資産が将来生み出すキャッシュの量は、資産の取得時に相対的に大きく、以後、経年に伴い逡減することが実態を最も適切に表すと判断した。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(耐用年数)

問題の所在

- IFRSでは、有形固定資産の耐用年数を「企業の経験に基づいて判断する」ことを要求している一方、我が国では、税法上の耐用年数を適用している場合が多いことから、各社はどのような検討を行い、耐用年数を判断したのかという観点から参考事例集を作成した。

各社が行った検討の概要

- 殆どの企業は、主要な有形固定資産の使用開始から廃棄または大規模修繕等までの「使用可能予測期間」と、現行の耐用年数との乖離について検証を行っている。
- このような過去・現在の使用状況の検証を基礎としつつ、今後の使用予定や経済環境等を加味して、耐用年数を見積もった企業が多い。

各社が採用した減価償却方法

- 殆どの企業が、現行の耐用年数が妥当であると判断している。
- 現行の耐用年数から変更した企業の中には、ごく一部の有形固定資産の耐用年数をより適切なものへと変更した企業と、グループ全体で、耐用年数を整合させるという点も考慮して見直しを行った企業とがあった。
- 我が国では、殆どの企業が、会計上の耐用年数として、税法上の耐用年数を用いている。税法上の耐用年数は、企業の使用実態に即して設定されており、税制改正でも適宜実態に即した見直しが行われている。IFRSが求める「企業の経験に基づく判断」を行う上で、税法上の耐用年数は、1つの大きな拠り所となると考えられる。

現行の耐用年数を継続 又は概ね継続した企業	耐用年数を見直した企業
8社	2社

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(開発費の資産計上)

問題の所在

- 研究開発活動について、「研究局面」と「開発局面」に分類し、「開発局面」から発生した開発費について、資産計上6要件すべてを立証できる場合に限り、無形資産として認識しなければならないが、各社は資産計上の要否をどのように判断したのかという観点から参考事例集を作成した。

各社が行った検討の内容

- 各社は、資産計上6要件が、一連の研究開発プロセスのどの段階で充足されるのか、という点を中心に検討を行っており、金額の重要性を踏まえつつ、主要な研究開発を中心に検討を行っている。

各社の判断等

- 殆どの企業では、現状において、資産計上する開発費は無いとの判断に至っている。
- 資産計上する開発費は無いと判断した殆どの企業において、企業が製品開発プロセスを終了させ、量産が可能となる段階までの開発費は、6要件を満たさないと判断している。
- 資産計上の判断を行った企業は、量産する製品の具体像を、社内の役員会での提案・承認時点で、6要件が充足されることから、それ以降、生産の立ち上げまでに発生した開発費を資産計上することとしている。
- 各企業とも、開発費の資産計上6要件の検討のために、自社の管理プロセス等を変更した企業は無く、一旦判断が行われた管理プロセス等に大きな変更が無い限り、再度検証を行う必要は無いと考えられる。
- 当検討会メンバーが現行IFRSに則って行った資産計上の要否の判断プロセスは、各企業によってかなりばらつきがあった。結果として、同じ研究開発の実態があるにもかかわらず、異なった結論が導き出され得ると考えられる。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(連結の範囲)

問題の所在

- IFRSでは、連結の範囲を画する「支配」について、日本基準ほど明確な数値基準はなく、日本基準では考慮しない潜在的議決権や、他の当事者が保有する議決権等を考慮の上、「支配」の有無を判断することとなる。そこで、IFRS適用あるいはその検討にあたり、各社(金融機関等を除く)は連結の範囲を決定する上で、どのような検討を行ったのかという観点から参考事例集を作成した。

各社が行った検討の概要

- 全ての企業で、IFRSの適用においても、議決権比率を最も重要な拠り所として、「パワー」の有無を検討しており、それに加えて、議決権比率が50%以下であっても、「パワー」があるかどうかについて、検討を行っている。このため、IFRSと日本基準との規定の仕方の違い(数値基準の取扱いの相違等)から、一部追加の検討を行っている場合があるものの、ほぼ全ての企業で、日本基準とIFRSとで、検討のベースは変更していない。結果的に、一部の企業を除き、日本基準と同様の取扱いで問題は生じていない。
- IFRSの適用に際し、議決権比率以外には、検討対象の企業との契約上の権利や、他の株主の議決権比率、さらにはIFRS11号に規定する共同支配の有無等を検討して、「支配」や「事実上の支配」の判断に加味している企業があった。また、株主総会特別決議を否決できる(=重要提案に対して拒否権を有している)議決権比率である33%(1/3)を1つのメルクマールとして、「パワー」の有無の検討の範囲について工夫している企業があった。
- 重要性の取扱いについては、①既に全ての子会社を連結しており、対応が不要であるケース、②IFRS導入を契機に連結範囲の拡大を図った(その際、重要性の乏しい会社については、收拾する情報を限定して簡易的に連結する等の工夫をしている例もある)ケース、③非連結子会社はあるものの、IFRSにおいても、一般的な重要性の概念により、日本基準と同様としたケースの3つのケースがあった。

経団連IFRS実務対応検討会 参考事例(決算報告期間の統一)

問題の所在

- 決算日に差異がある場合の子会社及び関連会社の追加的な財務情報の作成について、差異が3カ月を超えない場合には、日本基準では、企業の判断に委ねられているのに対し、IFRSでは、「実務上不可能な場合」を除いて、作成が要求されている。そこで、IFRS適用あるいはその検討にあたり、各社は、子会社の決算報告期間が異なる場合に、どのような検討を行い、対応したのかという観点から参考事例集を作成した。

各社が行った検討の概要

- 決算報告期間の統一及び仮決算への対応については、各社の方針によって、2つのパターンが見られた。
- 1つ目は、経営管理上の目的から、IFRS適用を機に、或いは従来の方針として、可能な限り決算報告期間を統一するパターンである。この場合、可能な限り、子会社の決算報告期間を親会社の決算報告期間と統一し、決算報告期間が統一できない場合には、可能な限り(重要性がほとんど無い、又は、実務的に仮決算を行うことが困難である場合を除き)仮決算での対応を行っている。このような場合、決算報告期間が相違し、仮決算も行わない子会社は、基本的に、重要性の無い子会社か、実務的に仮決算で対応することができない子会社のみとなる。当該パターンは、日本基準でもIFRSでも、何ら支障は生じない。
- 2つ目は、日本基準上、決算期の統一を行っていない子会社について、IFRSの適用において、仮決算での対応を検討する場合である。このケースの場合は、決算報告期間が異なる子会社のうち、影響の大きい子会社(重要性の大きい子会社)についてのみ、仮決算での対応が実務上可能かどうかを検討し、実務上可能な場合に限り、仮決算で対応するパターンである。仮決算での対応が実務上不可能な場合には、基本的に、重要な取引又は事象について、調整が行われている。

本件に関する問い合わせ先:

(一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部

E-mail: kigyo-kaikei@keidanren.or.jp

TEL: 03-6741-0132

FAX: 03-6741-0332